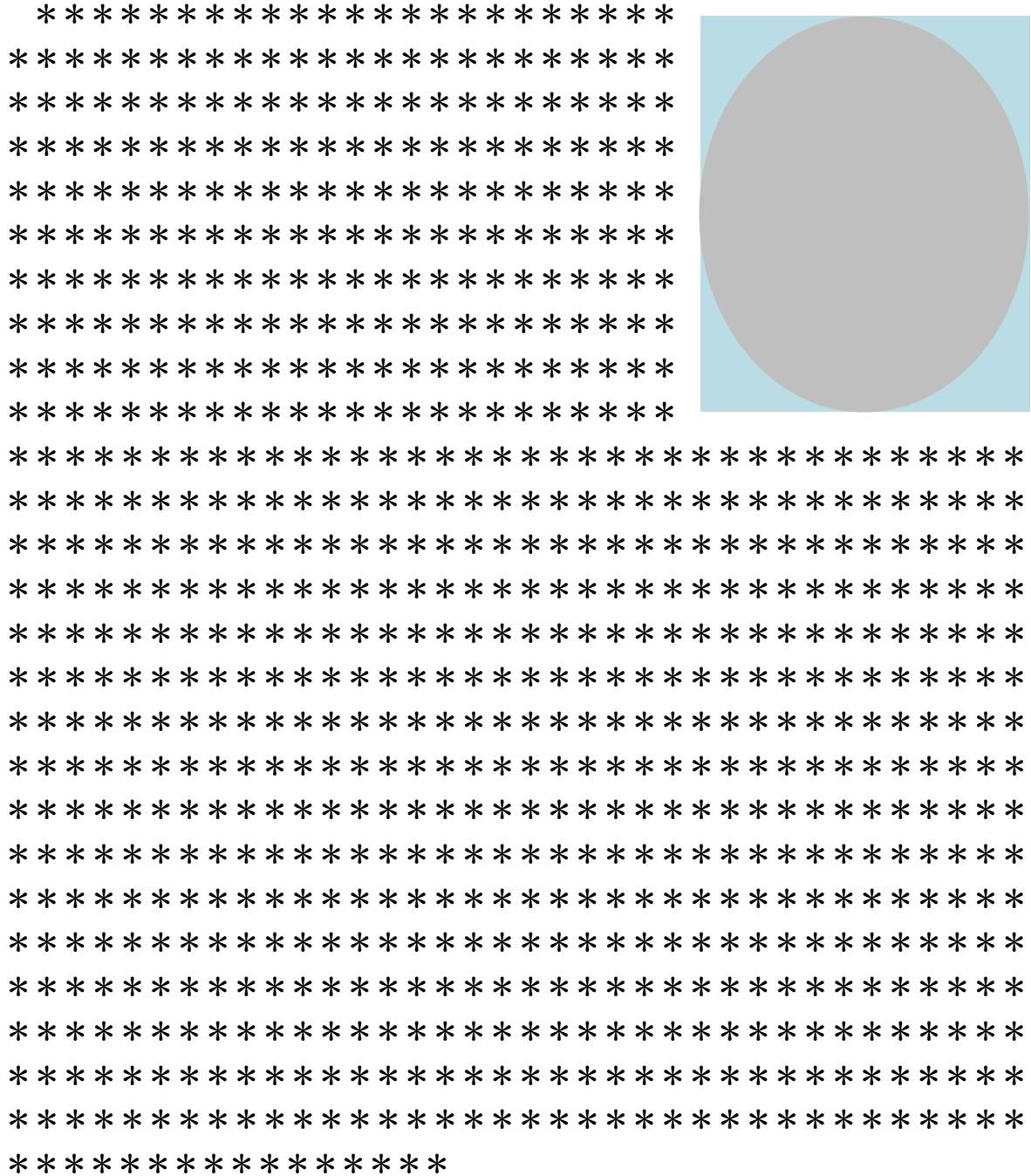


第4期
和泉市男女共同参画計画
(オアシスプラン)
案

令和9年(2027年)3月

和 泉 市

はじめに



令和9年（2027年）3月

和泉市長 辻 宏康

第1章 計画の概要 _____ 1

- 1 男女共同参画社会とは _____ 1
- 2 和泉市を取り巻く動き _____ *
- 3 計画の性格 _____ *
- 4 計画の期間 _____ *
- 5 計画の基本理念 _____ *
- 6 計画の推進 _____ *

第2章 和泉市の状況 _____ *

- 1 統計資料からみる市の状況 _____ *
- 2 市民意識調査・事業所実態調査の概要 _____ *

第3章 計画の内容 _____ *

- 1 計画の目指す方向性
- 2 男女共同参画に対する横断的な取組 _____ *
- 3 施策の展開 _____
 - 基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る
 - 基本目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する
 - 基本目標Ⅲ 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援する
 - 基本目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化する

資料編

*

● 数値目標の一覧	*
● 用語解説	*
● 関連法	*
● 和泉市男女共同参画推進条例	*
● 和泉市男女共同参画審議会規則	*
● 和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱	*
● 和泉市男女共同参画審議会委員名簿	*
● 第4期和泉市男女共同参画計画策定経過	*

第1章 計画の概要

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」を指します。（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条）これからの推進においては、機会の均等に加え、誰もが暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現が求められます。

2 和泉市を取り巻く動き

（1）国の動き

国の第6次男女共同参画基本計画（以下「国の第6次計画」という。）では、SDGsの「ジェンダー平等（性別に関わらず平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めていくこと）」の推進や、デジタル・グリーン経済（環境への負荷を低減する「グリーン経済」と、業務効率やイノベーションを創出する「デジタル経済」を融合させた持続可能な成長モデル）移行に伴う課題への対応、「女性・平和・安全保障（WPS）」の推進が重要な潮流となっています。また、生涯にわたる健康支援も柱であり、身体的性差や健康課題への理解、将来を見据えた健康管理、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービス等、誰もが健やかに活躍できる支援が求められています。

さらに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）や改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」を踏まえた複合的な困難を抱える人々、また、多様な被害者（男性、性的マイノリティ、高齢者、障がい者等）が声を上げやすい包括的な支援体制も新たな視点となっています。加えて、令和8年(2026年)に閣議決定された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画」に基づき、互いの人権や尊厳を尊重し合う共生社会の実現も不可欠です。

(2) 大阪府の動き

大阪府においては、令和8年(2026年)3月に「おおさか男女共同参画プラン(2026-2030)」が策定されています。男女共同参画社会の実現の根幹となる「性別役割分担意識の解消に向けた意識改革」と、さらなるジェンダー平等をめざすための「SDGsの推進によるジェンダー視点の主流化」を、計画全体にわたる横断的視点として位置付けています。また、「男女共同参画に向けた取組の一層の推進」、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」、「性別にかかわらず自分らしく働くことができる環境づくり」、「多様な立場の人々が安心していきいきと暮らせる環境の整備」を重点目標に掲げています。さらに、大阪・関西万博のレガシーを継承し、性別にとらわれることなく、すべての人が個性と能力を発揮し安心していきいきと暮らせる社会の実現に向けた取組が進められています。

(3) 市の動き

本市においては、全国的な傾向と同様に人口減少と少子高齢化が進行しており、社会情勢は大きく変化しています。こうした中、「第6次和泉市総合計画」において「人権と多様性を尊重するまちづくり」を掲げ、誰もが互いの人権や多様性を尊重する地域共生社会の実現に取り組んでいます。

本市の男女共同参画の推進に関しては、平成7年(1995年)に「和泉市女性行動計画(オアシスプラン)」を策定して以来、男女共同参画社会の実現及び配偶者等からの暴力(DV)の防止と被害者支援に向けた施策を総合的に推進してきました。

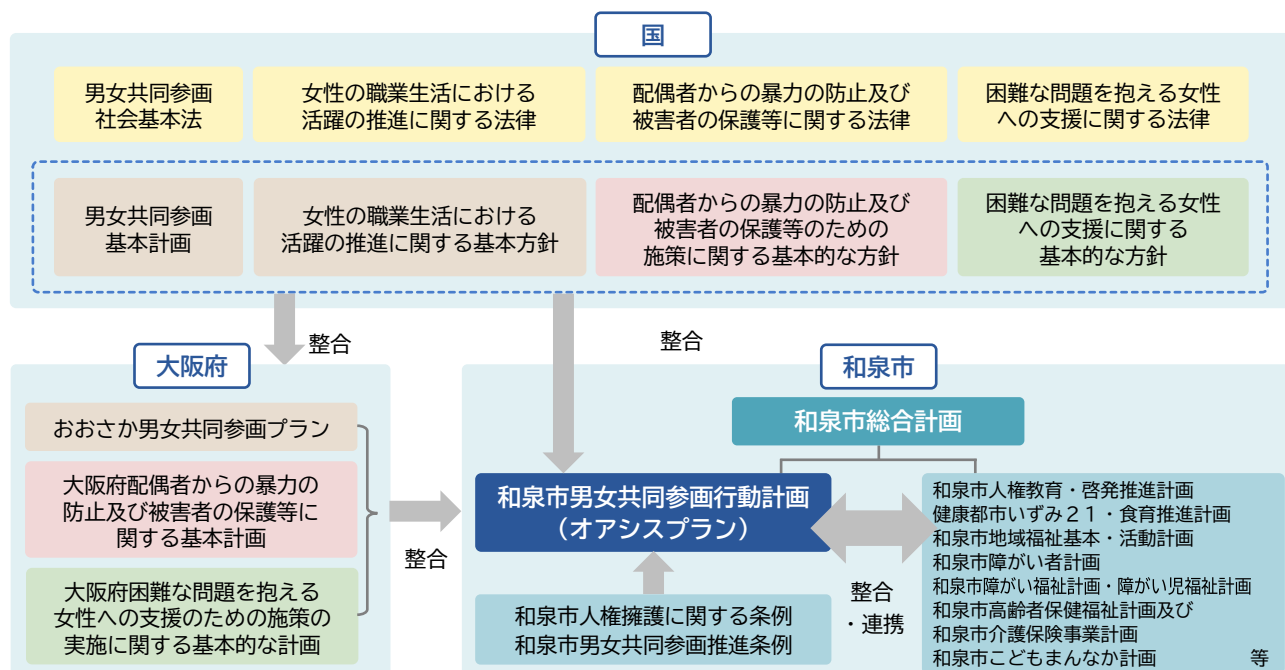
しかしながら、政策や方針決定の場における女性の参画は依然として十分とは言えず、「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」の解消等、社会全体での継続的な意識改革が求められています。また、近年重要性が増す防災分野への女性の参画促進や、男性の家庭・地域生活への参画支援も課題となっています。

さらに、女性が抱える困難が複合化・複雑化する中、潜在化する精神的なDV被害の掘り起こしや包括的・継続的な支援体制の充実、「男女共同参画センター」の連携拠点としての機能強化が急務です。本市においては、これらの課題に的確に対応し、誰もが安全に自分らしく暮らせる社会の実現を目指していく必要があります。

3 計画の性格

- 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）第6条第2項の規定に基づく計画
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援新法」という）第8条第3項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という）第2条の3第3項に基づく計画
- 国及び大阪府が策定した関連計画及び和泉市総合計画・和泉創発プランをはじめ、市が策定している計画等と整合性を図り策定する。
- 計画策定過程において、(仮称)第2期和泉市人権教育・啓発推進計画と相互に整合・連携する。

計画の位置づけ



4 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）を期間とします。事業の検証等を行うとともに、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえて、中間年の令和13年度（2031年度）に本計画についての検証を行います。

計画期間



5 計画の基本理念

本計画は、基本理念に基づき進めるものとします。

【 推進するための7つの基本理念 】



① 男女の人権の尊重	男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
② 社会制度・慣行についての配慮	社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう配慮されること。
③ 政策・方針の立案及び決定への共同参画	市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
④ 家庭生活における活動と他の活動の両立	家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できるよう配慮されること。
⑤ 国際的動向への配慮	男女共同参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うように考慮すること。
⑥ 男女の生涯にわたる健康な生活への配慮	男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、妊娠、出産等に関する事項について互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されること。
⑦ 性的マイノリティの方への人権の配慮	性的マイノリティの方の人権について配慮されること。

6 計画の推進

本計画の実効性を確保し、各施策・事業の効果をさらに高めていくため、以下の推進体制で取り組みます。

(1) 和泉市男女共同参画施策推進本部による推進

和泉市男女共同参画施策推進本部は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長として、各部長職員で構成される、男女平等・男女共同参画施策の推進機関として、関係部局間の総合調整を行い、施策の着実な推進を図ります。

また、推進本部に設置される幹事会並びに各課に配置されている男女共同参画施策推進員によって、庁内における男女共同参画施策を具体的に推進していきます。

(2) 男女共同参画センター(モアいずみ)の機能強化

男女共同参画センター(モアいずみ)では、情報提供・交流事業、講座・研修事業、市民活動支援事業、相談事業等を総合的に実施します。特に講座・研修事業では、単なる啓発にとどまらず、ITスキルの習得や起業・創業支援、キャリアデザイン等、女性の経済的自立につながる実践的な能力開発や学び直しを支援します。

また、必要な支援につながるための相談体制の整備及び女性人材の発掘・育成を行います。

(3) 年次報告と進捗状況の評価（オアシスプラン行動計画）

和泉市男女共同参画推進条例第14条に基づき、毎年度、事業として掲げた個々の施策を点検・評価・検証します。

推進状況、推進施策の実施状況等を公表します。

(4) 和泉市男女共同参画審議会による調査・審議

和泉市男女共同参画推進条例第16条に基づき、男女共同参画審議会を設置しています。市長の諮問に応じて、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・審議し、また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の進捗状況を評価し、効果的な推進を図ります。

(5) 苦情等の申出

和泉市男女共同参画推進条例第15条に基づく、男女共同参画施策への苦情や男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害の相談においては、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

第2章 和泉市の状況

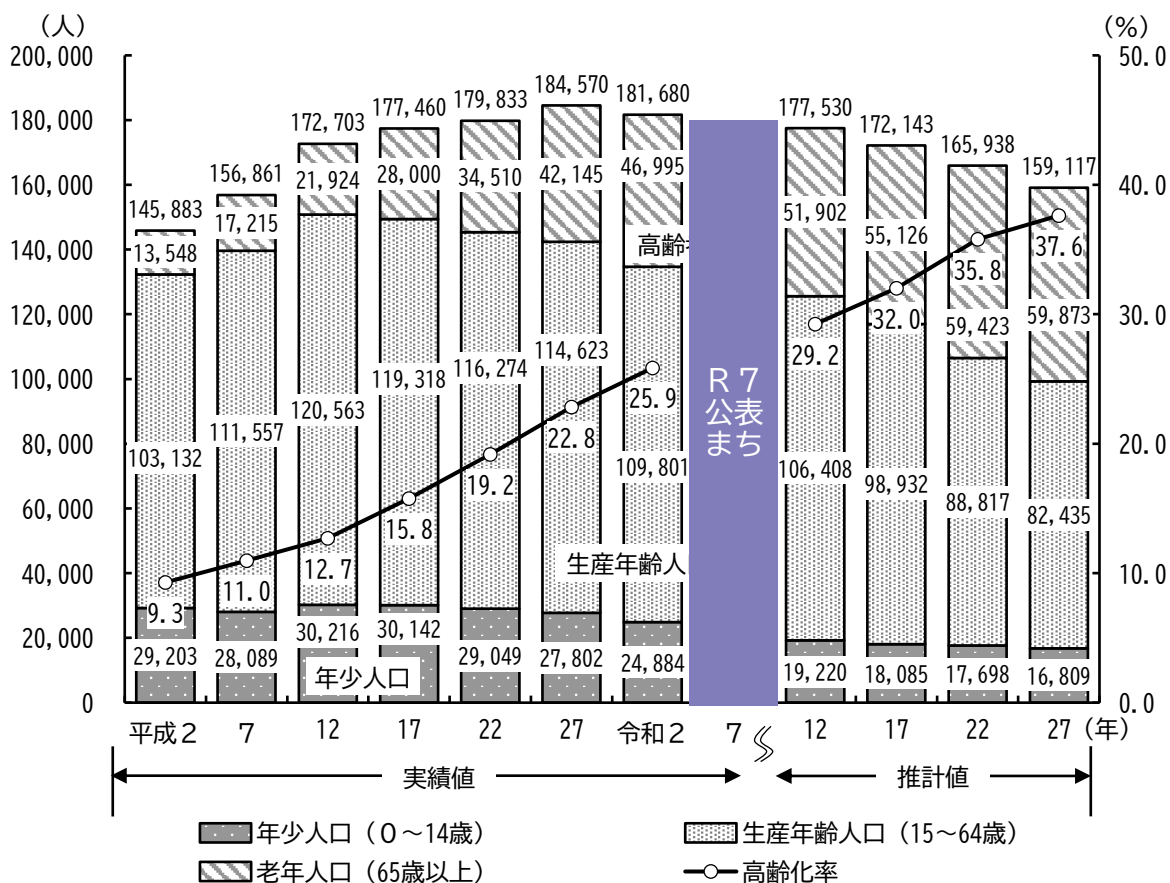
1 統計資料からみる市の状況

(1) 人口の変化

本市の人口は平成27年（2015年）以降減少傾向で推移するものの、令和2年（2020年）で高齢化率が25.9%であったものが、令和12年（2030年）には29.2%と予想され、超高齢社会を迎えます。

また、生産年齢人口、年少人口共に、平成12年（2000年）にピークを迎え、その後減少に転じています。（図1）

図1 年齢3区分別人口と高齢化率の推移（推計を含む）（和泉市）



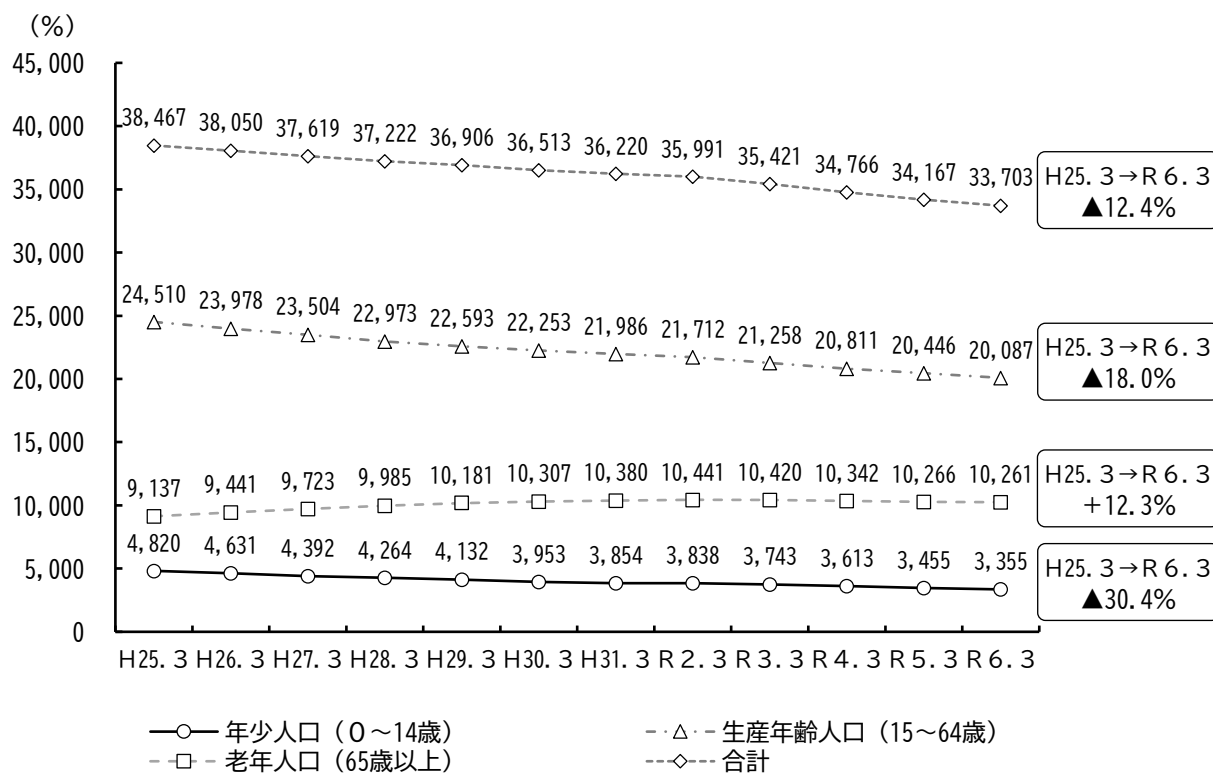
※ 高齢化率は、65歳以上人口／総数×100

資料：総務省「国勢調査」（平成2年（1990年）～令和7年（2025年））（総数には年齢不詳は含まない）

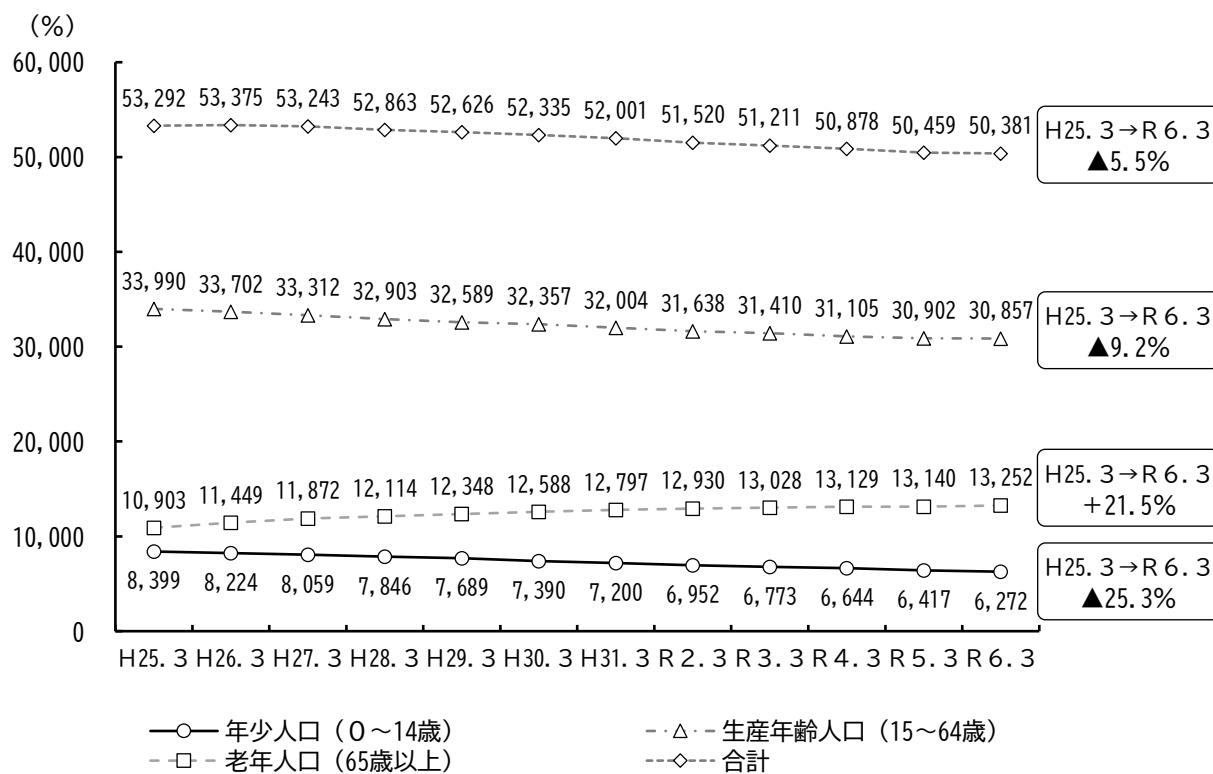
国立社会保障・人口問題研究所（令和12年（2030年）～令和27年（2045年）は令和2年（2020年）3月推計）

なお、地域別の人口の推移（年齢3区分別、H25.3～R6.3）は次のとおりです。

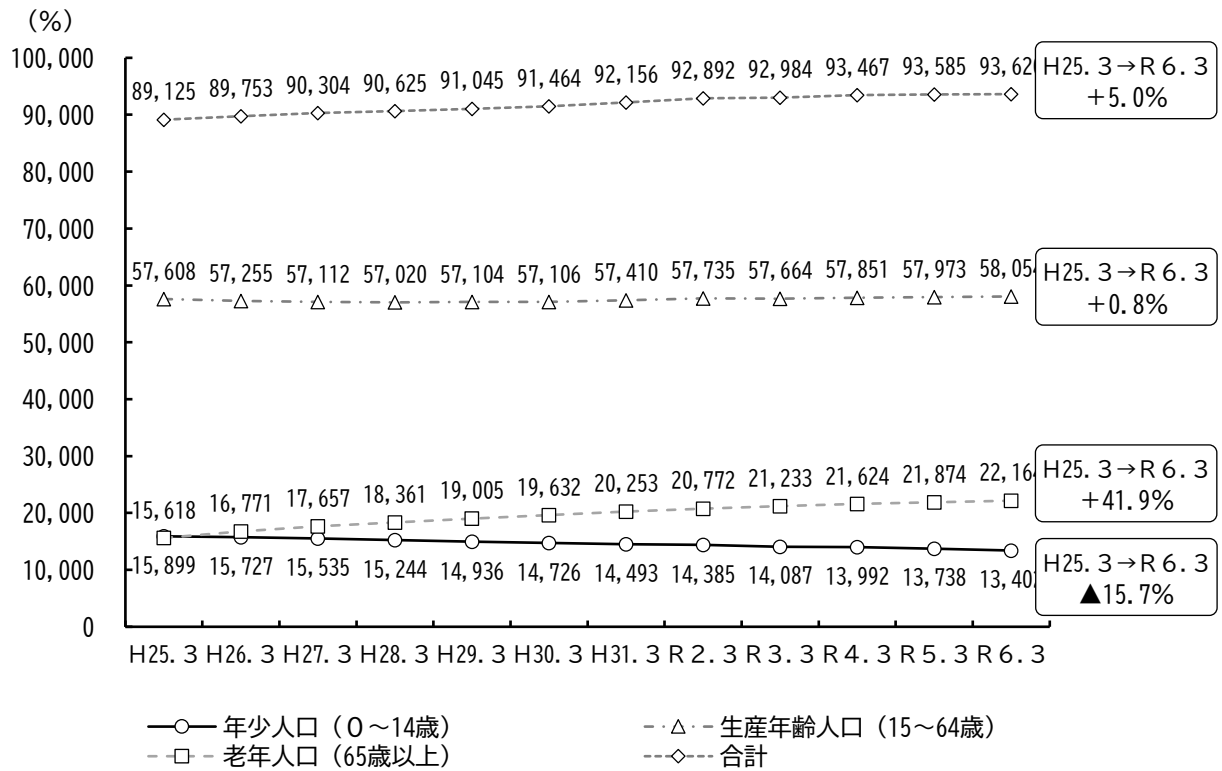
【北西部】



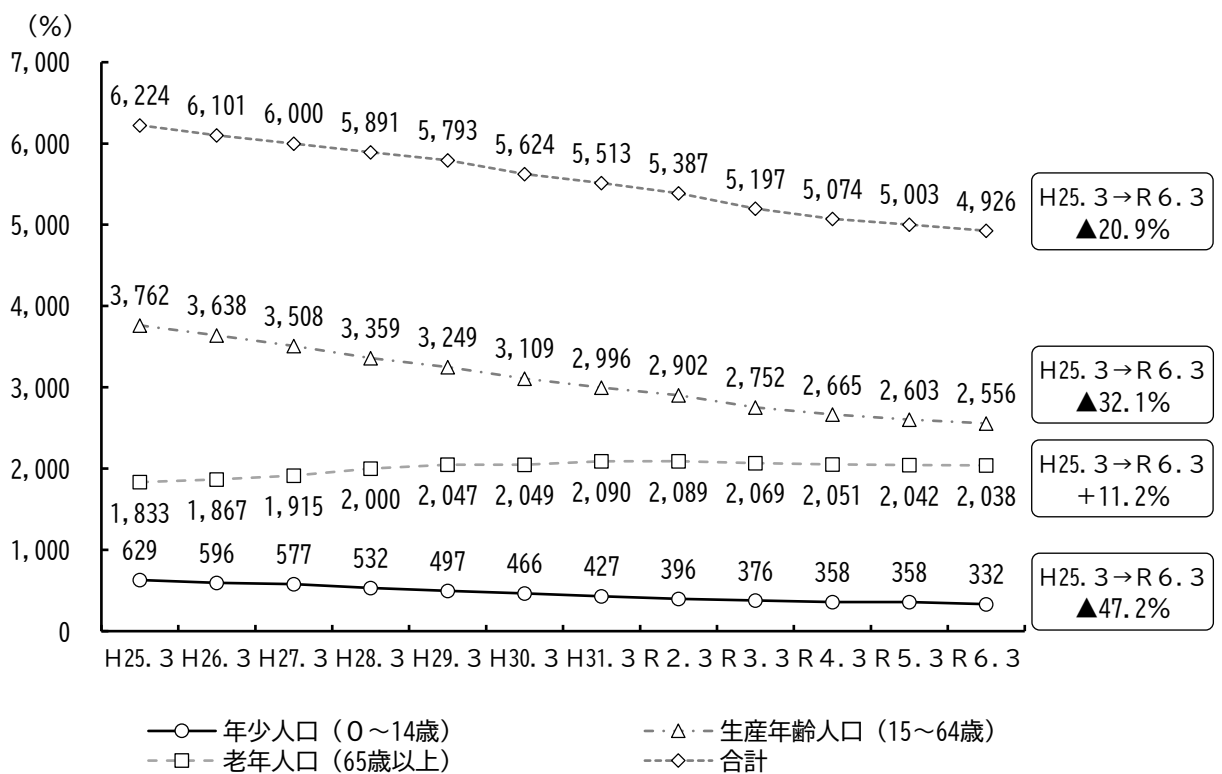
【北西部】



【中部】

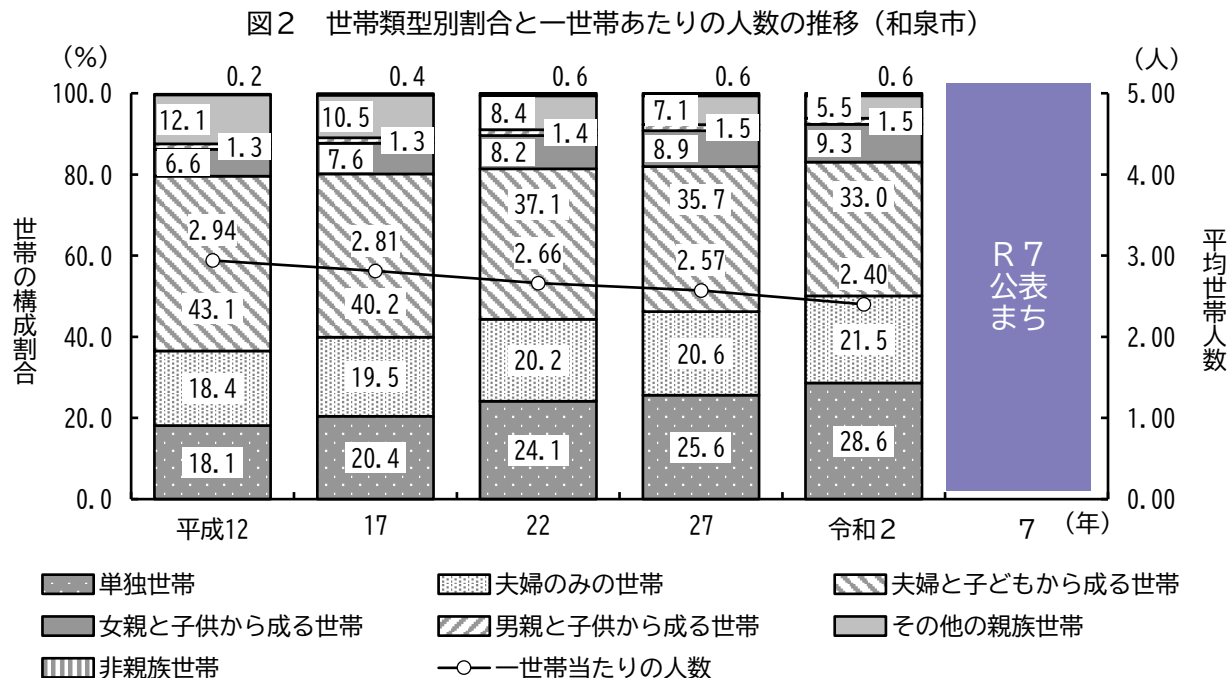


【南部】



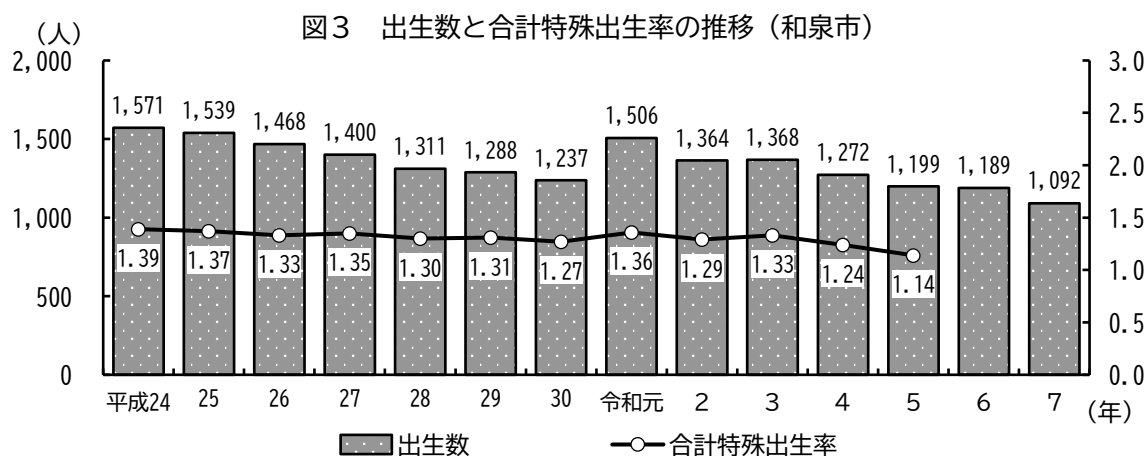
(2) 世帯数

世帯類型別割合の推移をみると、「夫婦と子どもから成る世帯」は減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が増加しています。一世帯あたりの人数の減少と家族の形が多様化しています。(図2)



(3) 出生数と合計特殊出生率

合計特殊出生率*は減少傾向で推移し、令和5年(2023年)には1.14となっています。(図3)

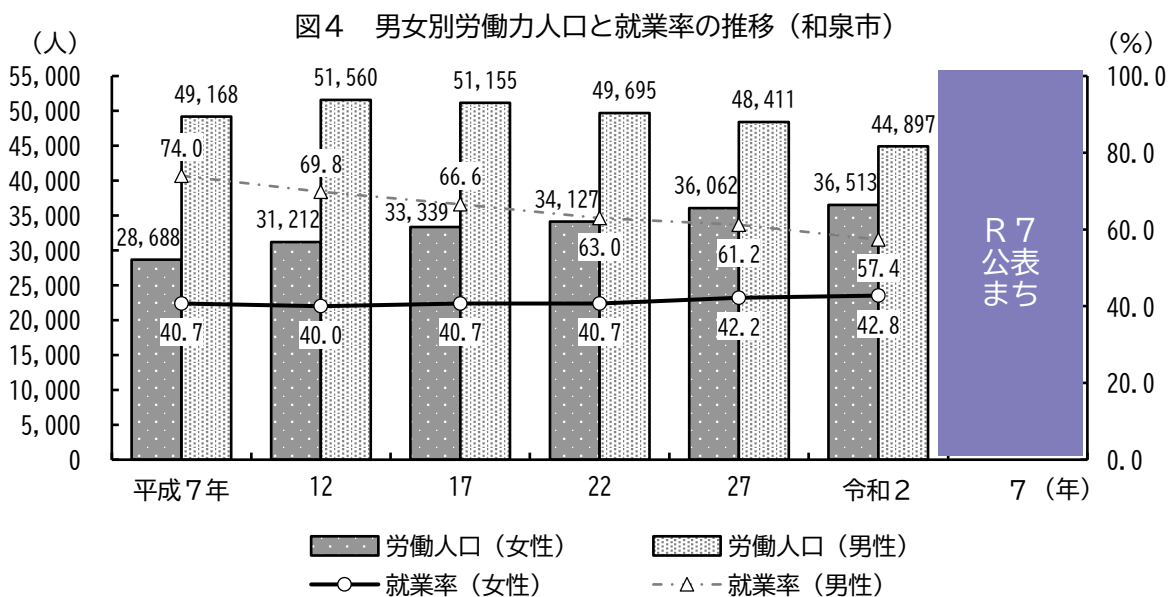


*合計特殊出生率(Total Fertility Rate)：人口の統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す。

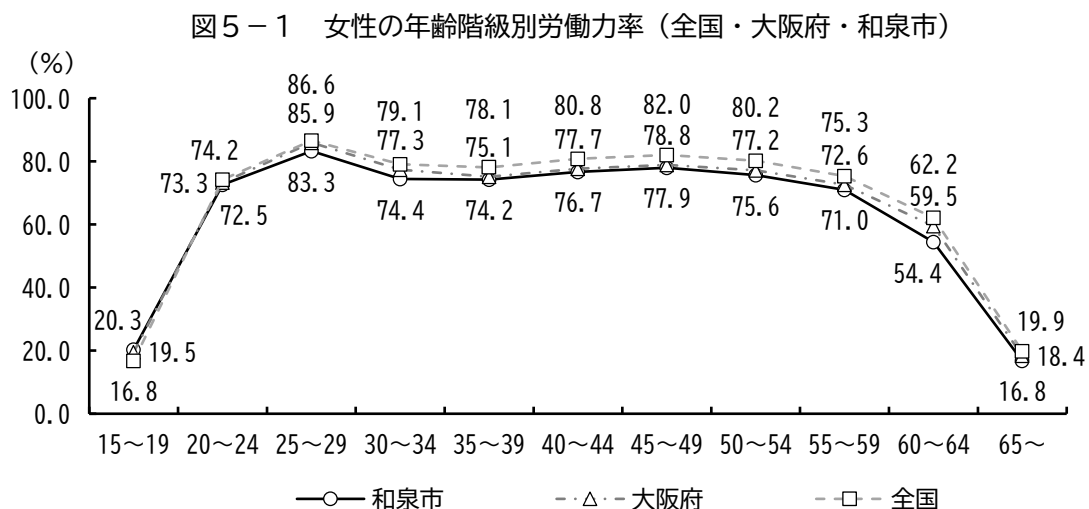
(4) 就労の状況

和泉市では、女性の42.8%が働いています。しかし、年齢別に見ると、結婚・出産・子育て期にあたる30歳代で労働力率が下がるM字カーブを描き、全国に比べて低くなっています。(図4、図5－1) 子育て世代の労働力の低下を示すいわゆるM字カーブの谷は、平成22年(2010年)から比べるとゆるやかになっており、30～34歳は13.6ポイント、35～39歳では15.1ポイント上昇しています。(図5－2) また、平成22年(2010年)以降、就業者の共働き世帯が男性就業者と非就業者の妻からなる世帯を上回っています。(図6)

全国の雇用形態の状況を見ると、女性の約2人に1人、男性の約5人に1人が非正規雇用者(令和7年(2025年))で、非正規雇用者の給与には正規雇用者との格差、そして非正規雇用の中でも男女の格差があることがわかります。(図7、図8)



資料：総務省「国勢調査」



資料：総務省「国勢調査」(令和2年(2020年)) ※令和7年(2025年)公表後更新

図5-2 女性の年齢階級別労働力率の推移：和泉市（平成22年（2010年）～令和7年（2025年））

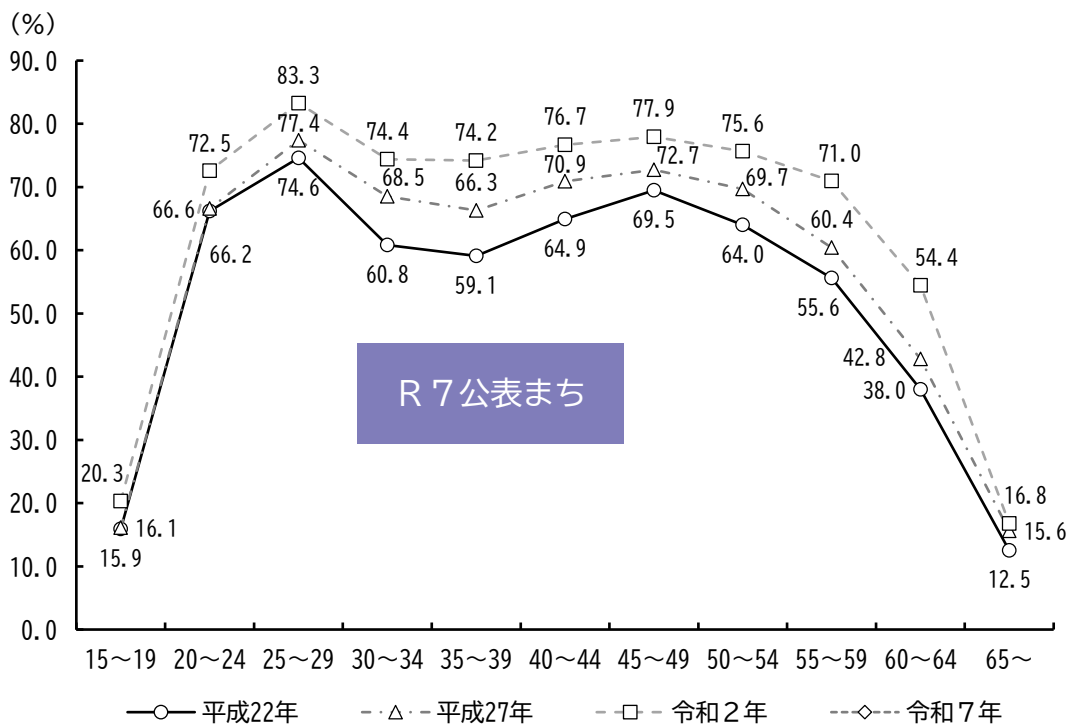


図6 共働き世帯の推移（和泉市）

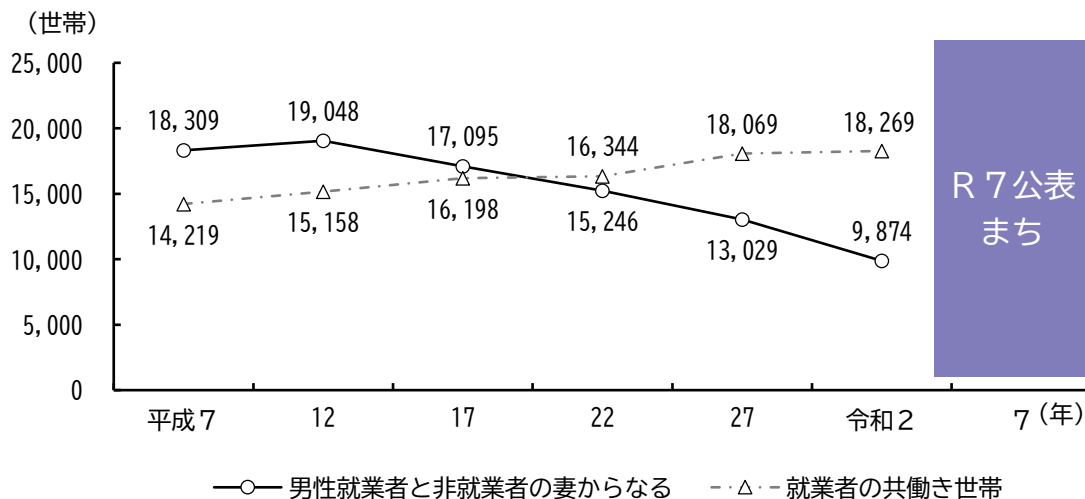


図7 雇用形態別にみた役員を除く雇用者の構成割合の推移（全国）

単位：％

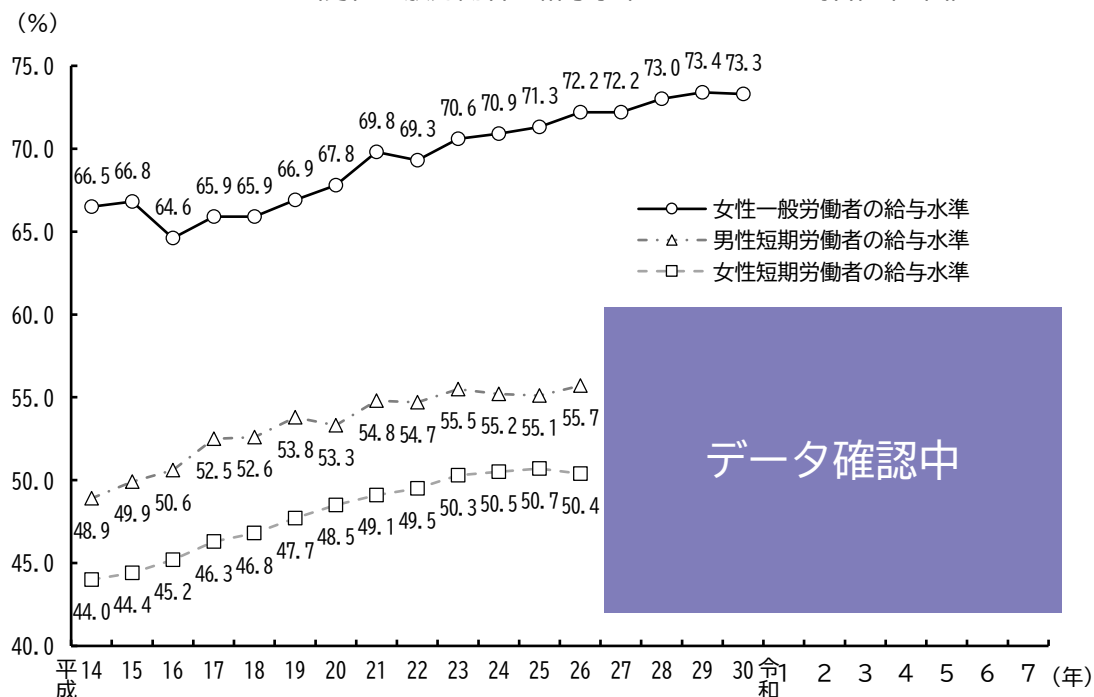
		正規の職員 従業員	パート アルバイト	その他
女	平成 17 年	47.5	40.7	11.8
	平成 24 年	45.5	42.4	12.2
	平成 27 年	43.7	44.1	12.3
	令和 2 年	45.7	42.9	11.5
	令和 7 年	48.1	41.0	11.0
男	平成 17 年	82.3	8.6	9.1
	平成 24 年	80.3	9.5	10.3
	平成 27 年	78.1	10.8	11.1
	令和 2 年	78.0	11.5	10.6
	令和 7 年	77.7	12.1	10.2

※ その他（労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他）

※ 「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計値に対する割合

資料：総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

図8 労働者の1時間あたり平均所定内給与格差の推移
（男性一般労働者の給与水準を100とした場合）（全国）



※ 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

※ 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※ 男性及び女性短時間労働者は、男性一般労働者の1時間あたり平均所定内給与額を100として、各区分の1時間あたり平均所定内給与額の水準を算出したものである。

資料：和泉市人権・男女参画室調べ

(5) 在住外国人

和泉市の在住外国人の数は平成22年（2010年）以降増加しています。男女別で見ると、平成27年（2015年）までは女性の方が多くなっていましたが、令和2年（2020年）は男性の方が多くなっていきます。（図9）

図9 性別・在住外国人人口の推移（和泉市）

単位：人

	平成22年			平成27年			令和2年			令和7年		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
韓国・朝鮮	481	389	870	446	384	830	404	372	776			
中国	124	70	194	223	129	352	268	251	519			
フィリピン	44	4	48	74	14	88	103	23	126			
ベトナム	4	7	11	16	78	94	133	333	466			
タイ	8	6	14	10	3	13	22	2	24			
インド				2	4	6	1	3	4			
インドネシア	4	2	6	5	10	15	15	18	33			
ブラジル	13	10	23	10	8	18	14	15	29			
ペルー	6	9	15	9	16	25	7	16	23			
アメリカ	6	14	20	6	12	18	9	11	20			
イギリス	1	13	14	1	11	12	1	10	11			
その他	68	94	162	142	192	334	79	153	232			
計	759	618	1,377	944	861	1,805	1,056	1,207	2,263			

※ 東南アジア(その他)は、インドネシア、ベトナムの計

その他は、無国籍及び国名「不詳」を含む

資料：総務省「国勢調査」

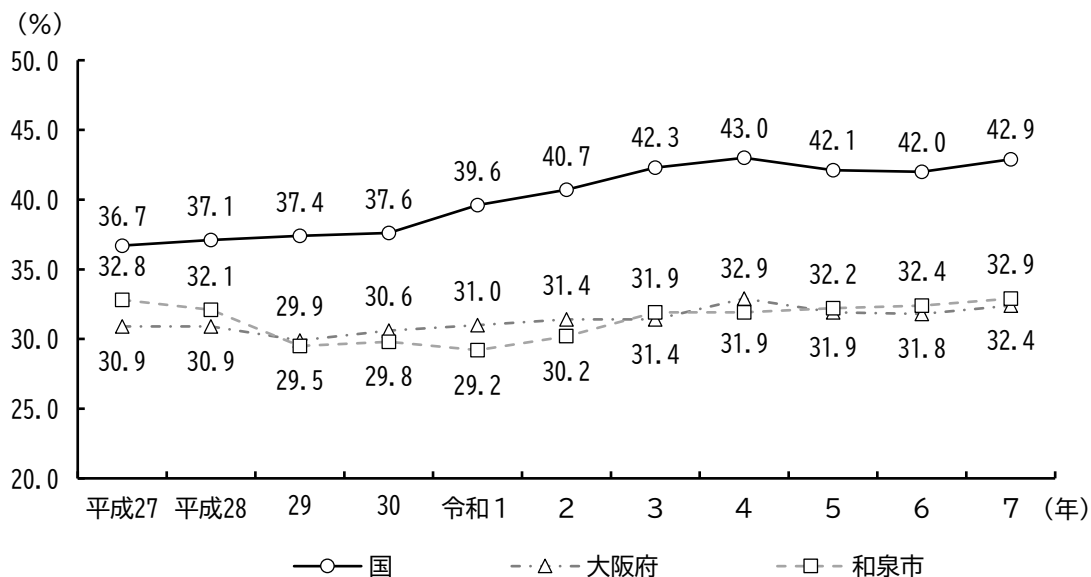
(6) 女性の参画の状況

審議会等に占める女性の割合は32.9%(令和7年(2025年)4月1日現在(図10))で、女性委員のいない審議会等もあります。

市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合は、令和7年度では令和6年度より減少し、15.8%となっています。(図11)

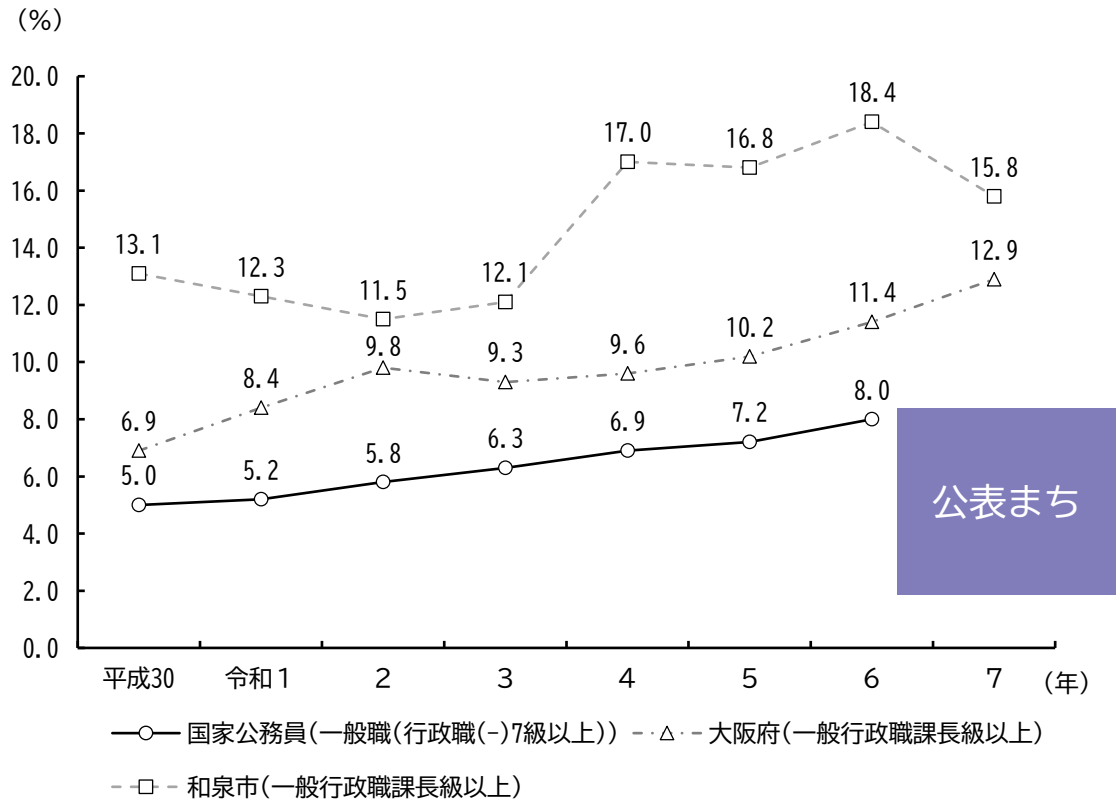
また、小中学校の校長・教頭における女性の割合について、小学校校長は令和6年度に30%を上回り、以降国や府よりも高い水準で推移していますが、中学校校長は令和3年度以降横ばいで、国や府よりも低い水準で推移しています。(図12)

図10 審議会等委員の女性委員割合の推移(国・大阪府・和泉市)



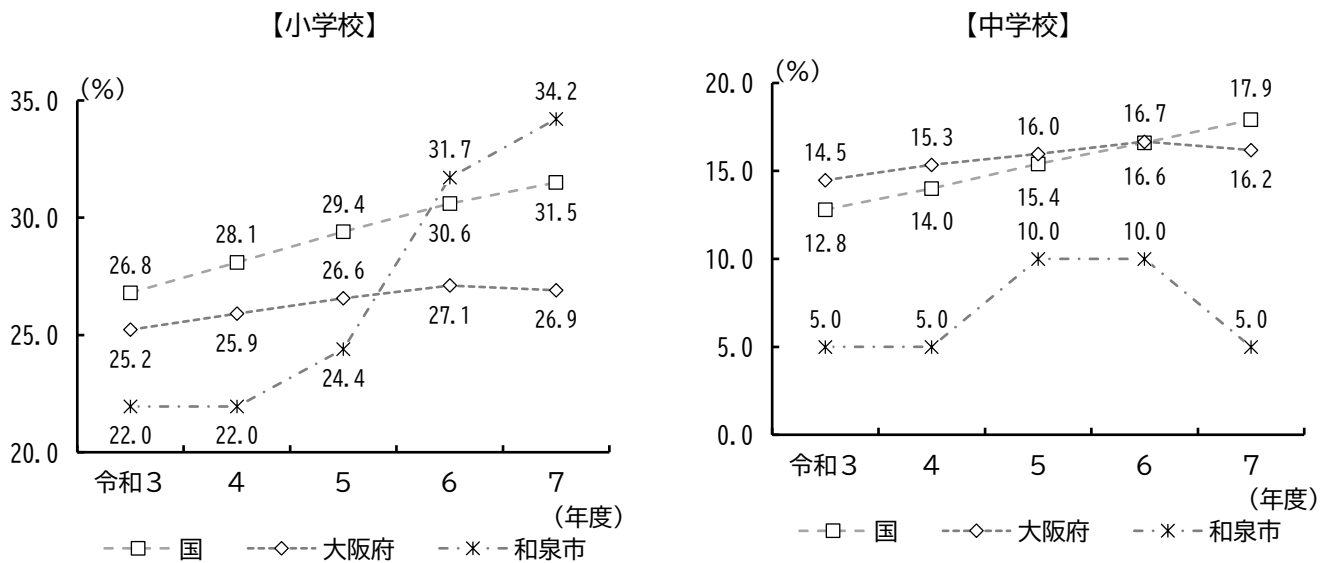
資料：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 11 公務員管理職の女性割合の推移（国・大阪府・和泉市）



資料：内閣府男女共同参画局、大阪府男女共同参画課、和泉市人権・男女参画室調べ

図 12 小中学校の校長・教頭の女性割合



資料：女性の政策方針決定過程への参画状況、大阪の学校統計（学校基本調査）、和泉市人権・男女参画室調べ

(7) 生涯を通じた健康や貧困等生活上の困難について

和泉市が実施している子宮がん・乳がん検診の受診率を見ると、平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）にかけて受診率が20%台から10%台に減少しています（表2）

また、和泉市の自殺に関する状況を見ると、平成30年度（2018年度）から令和7年度（2025年度）にかけて男性の自殺者数が増加しています。（表3）

生活保護の受給の推移を見ると、保護世帯数は平成28年度（2016年度）からほぼ横ばいです。保護人数は平成28年度（2016年度）以降年々減少しています。（図13）

表2 子宮がん・乳がん検診の受診率（和泉市 令和7年度（2025年度）及び平成30年度（2018年度））

	令和7年度			平成30年度		
	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）	対象者（人）	受診者（人）	受診率（%）
子宮がん検診	39,589	6,618	16.7	22,422	6,633	29.6
乳がん検診	30,627	5,273	17.2	18,802	5,448	29.0

資料：和泉市人権・男女参画室調べ

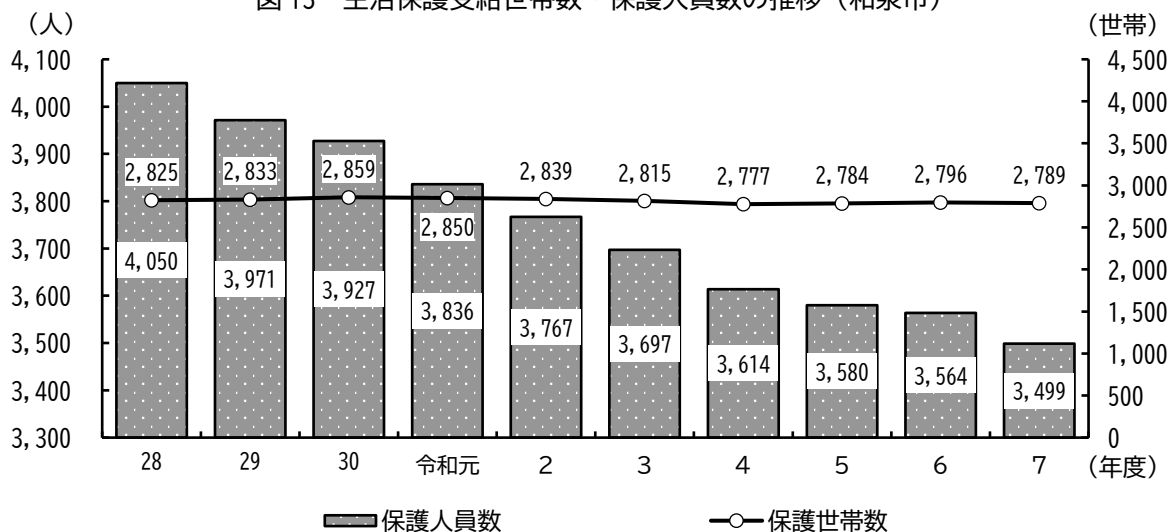
表3 性別・年齢階層別自殺者数（和泉市 令和7年度（2025年度）及び平成30年度（2018年度））

令和7年度										単位：人	
	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上		
男性	22	1	0	0	3	6	3	2	7		
女性	7	0	0	1	1	0	2	2	1		
総数	29	1	0	1	4	6	5	4	8		

平成30年度										単位：人	
	総数	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上		
男性	9	0	0	2	2	1	0	1	3		
女性	9	0	0	2	3	0	0	3	1		
総数	18	0	0	4	5	1	0	4	4		

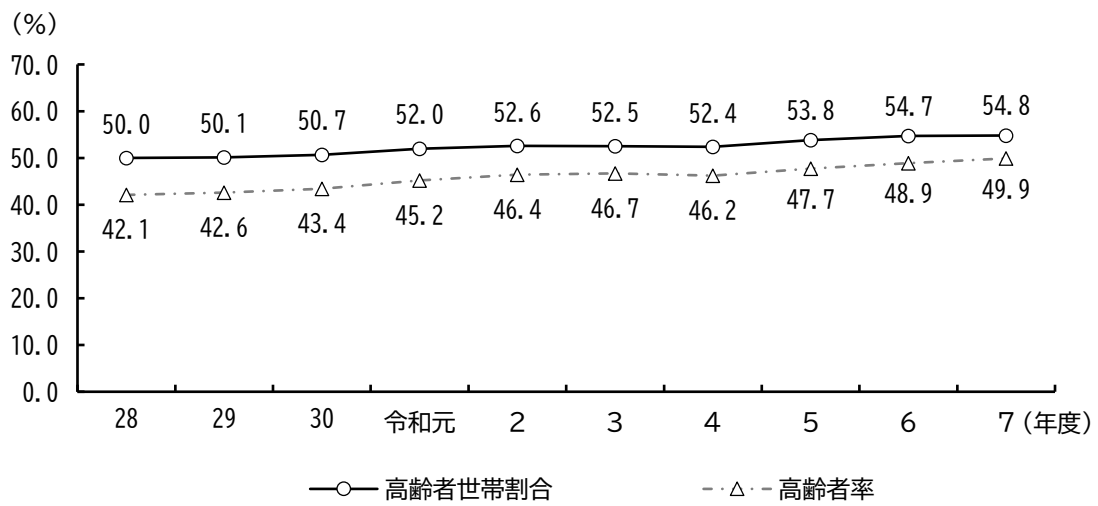
資料：内閣府警察庁

図13 生活保護受給世帯数・保護人員数の推移（和泉市）



資料：和泉市人権・男女参画室調べ

■生活保護高齢者世帯数割合・高齢者率



資料：和泉市人権・男女参画室調べ

■日本の男女平等度（ジェンダーギャップ指数）ランキングは 148 カ国中 118 位（2025 年）

表4 ジェンダーギャップ指数

順位	国名	G G I 値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	イギリス	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
7	モルドバ	0.813
8	ナミビア	0.811
9	ドイツ	0.803
10	アイルランド	0.801
11	エストニア	0.799
12	スペイン	0.797
13	オーストラリア	0.792
14	デンマーク	0.791
15	バルバドス	0.786
16	コスタリカ	0.786
17	スイス	0.785
18	ニカラグア	0.783
19	リトアニア	0.783
20	フィリピン	0.781
21	ラトビア	0.778
22	チリ	0.777
23	メキシコ	0.776
24	バングラデシュ	0.775
25	エクアドル	0.774
26	セルビア	0.774
27	ベルギー	0.773
28	トリニダード・トバゴ	0.772
29	スロベニア	0.770
30	カーボベルデ	0.769
31	ガイアナ	0.768
32	カナダ	0.767
33	南アフリカ	0.767
34	ポルトガル	0.767
35	フランス	0.765
36	アルバニア	0.763
37	アルゼンチン	0.762
41	コロンビア	0.758
42	アメリカ合衆国	0.756
43	オランダ	0.756
45	ポーランド	0.750
118	日本	0.666
148	パキスタン	0.567

資料：世界経済フォーラム「THE Global Gender Report 2025」（2025 年）

ジェンダーギャップ指数（G G I 値）

経済分野：労働力の男女比、類いの労働における賃金の男女格差、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術職の男女比

教育分野：識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比

政治分野：国会議員の男女比、閣僚の男女比、最近 50 年における国家元首の在任年数の男女比

保健分野：平均寿命の男女比、出生時男女比

2 >> 市民意識調査・事業所実態調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の男女共同参画に関する意識や実態をとらえるため、令和7年度に意識調査を実施しました。

市民意識調査・事業所実態調査の 概要を記載予定

第3章 計画の内容

1 計画の目指す方向性

男女があらゆる分野における活動に参画する機会を確保する取組を推進します。
そのために固定的性別役割分担意識等の解消・様々な分野での女性人材の育成等が重要です。あわせてワーク・ライフ・バランスの推進等も重要です。
これらの取組を横断的に支え、推進するための重要な拠点として「男女共同参画センター」を位置づけます。

【めざす方向】

個人の尊重を重んじ、一人ひとりの個性と能力が活かせる男女平等社会の実現

【基本理念】

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会制度・慣行についての配慮
- ③ 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的動向への配慮
- ⑥ 男女の生涯にわたる健康な生活への配慮
- ⑦ 性的マイノリティの方への人権の配慮

【目標を横断した男女共同参画に対する取組】

男女共同参画推進のための機能強化

(男女共同参画センターの機能強化)

【基本目標】

- I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る
- II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する
- III 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援する
- IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化する人権の配慮

【 計画の指標 】

本計画では、取組の成果を評価するため、数値目標を設定しています。

<数値目標>

「社会全体として、男女の地位が平等になっていると思っている人の割合」を数値目標とします。

数値目標

項目	現状値	目標値
社会全体として、男女の地位が平等になっている と思っている人の割合	22.7%	33%

2 男女共同参画に対する横断的な取組

【 課題 】

市民意識調査によれば、家庭生活や職場における男女平等感が高まっていますが、政治の場や社会全体としては依然として「男性が優遇されている」と考える人が多くなっている等、本市の男女共同参画の取組は一定の進展を見せているものの、さらなる取組を加速させていく必要があります。

一方、「男女共同参画センター」を知っていても利用したことがない割合が85.2%となっており、平成25年（2013年）度調査結果の78.2%と比較すると増加しています。また、現在、地域活動に参加している割合は20.0%、「してみたい」とする割合は9.8%となっており、いずれも平成25年（2013年）度調査（参加している22.3%、してみたい15.4%）と比較すると減少傾向にあり、今後の地域活動を担う人材の確保が課題となっています。

取組の方向性 男女共同参画センターの機能強化

本市の男女共同参画社会の実現を迅速に推進するためには、男女共同参画センターが、男女共同参画に関する課題やニーズを把握し、課題を解決するための取組や意識改革や行動変容を促進するための施策を実施することが必要です。具体的には、広報・啓発、講座・研修、相談対応、情報収集・提供、調査研究等の取組を行います。これらの取組は、「4つの基本目標」にまたがるものであることから、1つ1つの基本目標を別々のものとして捉えるのではなく、全体として捉え効果的なものにするためには、男女共同参画センターが拠点としての機能を発揮することが重要です。

男女共同参画センターは、課題やニーズを把握し、取組の効果的な推進に資する情報やデータ・知見に基づき、施策に必要な助言等を行うことや施策の検討に積極的かつ横断的に寄与します。

女性の施策等への参画拡大は、男女共同参画社会の形成を図る上で基盤をなすものであることから、女性人材を養成するための機運醸成・人材育成を行います。

また、拠点施設としてあらゆる市民が利用しやすい存在であることを目指し、センターの利用を促進するための取組を行います。

【施策の体系】

〔基本目標〕

〔取組の方向性〕

〔施策〕

I 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る

- (1) 学校・園における男女平等教育の推進
- (2) 地域における男女平等学習の推進
- (3) 男性にとっての男女共同参画の推進
- (4) 男女平等意識の浸透

- ① 男女平等教育の推進
- ② 一人ひとりの自立・職業意識を育む教育の推進
- ③ 教職員・保育士等の男女平等意識の向上
- ④ 家庭での男女平等・男女共同参画の推進
- ⑤ 多様な選択を可能にする学習機会の提供
- ⑥ 女性の意思決定の場への参画に向けての人材育成の充実
- ⑦ 家庭・地域への男性の参加・参画の推進
- ⑧ 固定的な性別役割分担意識を解消するための市民への働きかけ
- ⑨ 市職員の男女平等・男女共同参画意識の向上
- ⑩ 性に捉われない人権の尊重
- ⑪ 男女共同参画にかかる資料等の充実と積極的提供
- ⑫ 市の刊行物等の表現の配慮
- ⑬ メディア・リテラシーの向上

II 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する

- (5) 意思決定の場への女性の参画推進
- (6) 男女共同参画で進める就労支援
- (7) 男女共同参画で進める地域づくり
- (8) 防災分野における女性の視点の導入

- ⑭ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の考え方の推進
- ⑮ 審議会等への女性の参画の推進
- ⑯ 女性職員・女性教員の管理職への登用
- ⑰ 事務所や地域における意思決定の場への女性の参画促進
- ⑱ 女性の人材育成
- ⑲ 男女が共に働きやすい職場づくりのための支援
- ⑳ 女性の就労支援
- ㉑ 性別・年齢に関わりなく、すべての人が担う地域活動のための支援
- ㉒ 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせるまちづくり
- ㉓ 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

III 一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援する

- (9) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための支援
- (10) 自立した暮らしのための支援
- (11) 生涯を通じた心身の健康づくりの支援

- ㉔ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）という考え方の推進
- ㉕ 男性も女性も、仕事と子育てや介護の両立ができる環境の整備
- ㉖ ひとり親家庭への支援
- ㉗ 困難を抱える人々が安心して生活できるための支援
- ㉘ 生涯を通じた心身の健康保持・増進

IV 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を抱える女性への支援体制を強化する

- (12) あらゆる暴力の根絶
- (13) 安心して相談できる相談体制の充実
- (14) DV防止基本計画の推進
- (15) 「女性・平和・安全保障（WPS）」の視点の導入

- ㉙ 暴力を容認しない社会風土の醸成
- ㉚ 性犯罪等の防止対策及び暴力に対応する相談窓口や支援機関の周知
- ㉛ セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進
- ㉜ 相談・支援体制の充実
- ㉝ 相談員の研修の充実
- ㉞ 人権侵害の相談・救済の充実
- ㉟ 相談体制・支援
- ㊱ 防災・災害対応及び復興のあらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れる

3 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女平等の意識づくりと多様性への理解促進を図る

【課題】

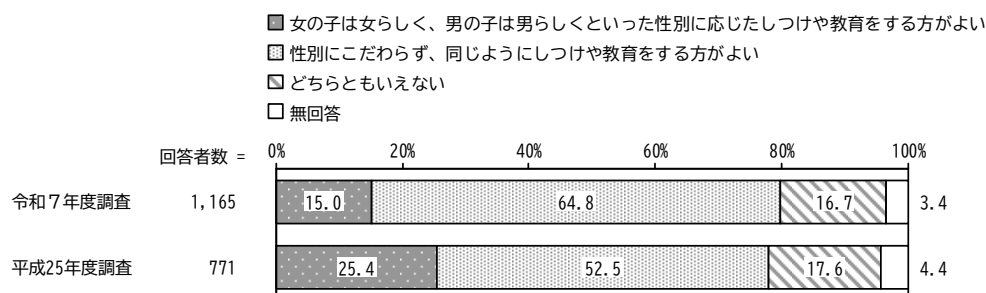
国際社会でSDGsの柱としてジェンダー平等が推進され、国の第6次計画でも「男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）」の実現が掲げられています。しかし、社会に根強い「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」が、女性の社会参画を阻むだけでなく、男性に対しても特定の役割を求め、多様な生き方を制限する大きな障壁となっています。

本市はこれまで、条例や計画に基づき「男女混合名簿」の定着など平等の教育環境を整備してきました。市民意識調査では、64.8%が「性別にこだわらないしつけや教育」を支持し、学校教育の場での平等感も高まっています。

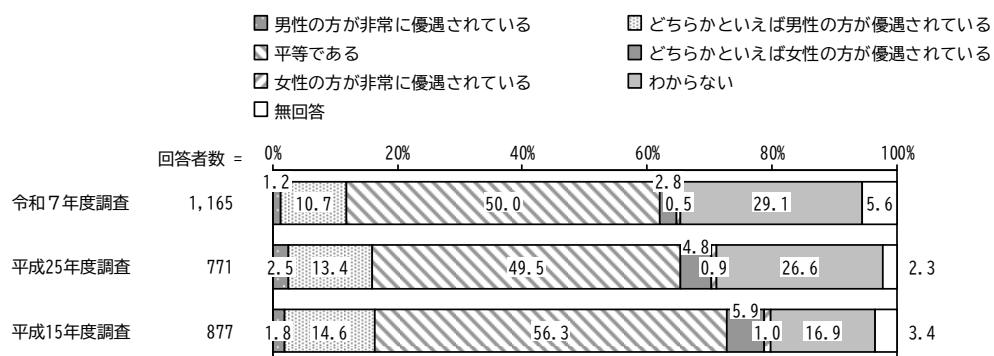
一方で、社会全体では依然として「男性優遇」を感じる人が多く存在します。「男は仕事、女は家庭」という考えに対し68.1%が否定的である反面、男性の高齢層を中心に30.9%が肯定的な意見を持っており、意識解消に向けた効果的な啓発が引き続き求められます。

これらの固定観念や無意識の思い込みは、男女双方の生き方の選択肢を狭め、次世代のこどもの未来にも影響を及ぼします。

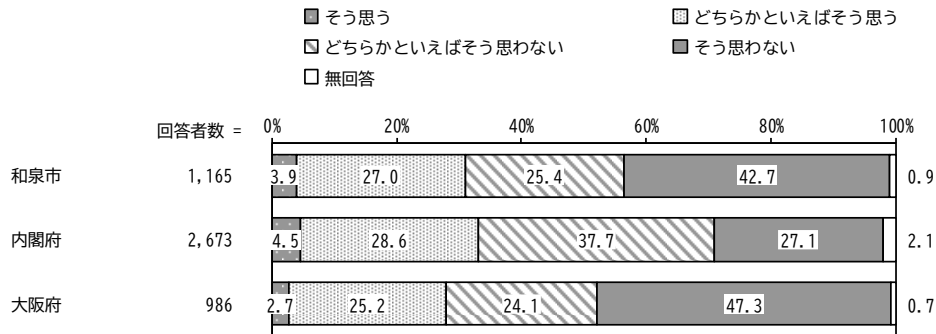
教育について



男女共同参画について（学校教育の場）



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



<数値目標>

「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反対』と思っている人の割合を数値目標とします。

数値目標

項目	現状値	目標値
「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反対』(※) と思っている人の割合	68.1%	71.4%

(※) 「反対」と「どちらかといえば反対」の合計

取組の方向性 (1) 学校・園における男女平等教育の推進

「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等観の形成を図るためには、学校・園や家庭、地域が連携して取り組むことが重要です。

男女ともに自立した生活能力を求める市民の傾向が強まっていることを踏まえ、こどもが将来を見通して主体的に進路や生き方を選択できるよう、キャリア形成や職業選択に関する教育に取り組むとともに、性犯罪や事件からこどもを守るため、自分や相手の心と身体を大切にすることを意識を育む教育を推進します。

取組の方向性 (2) 地域における男女平等学習の推進

地域社会の多様な課題に対応していくためには、男女共同参画の視点を持った社会教育が重要です。「教育・仕事・老後」という単線型の人生設計ではなく、男女が主体的に多様な生き方や地域活動への参画を選択できるよう、ライフステージに応じた情報発信や学習機会の提供、その成果を活かせる場づくりを進めます。その際、市民意識調査でも大きな課題となっている「育児や仕事等による時間の制約」に配慮し、若者から高齢者まで誰もが参加しやすい柔軟な仕組みづくりに努めます。

また、女性に対しては、長期的な視点で自らの人生設計を描き、経済的自立を含めて主体的に生き方を選択する力を身につけられるよう、多様なニーズに応じた学び直しや能力開発等の支援を充実させます。

取組の方向性 (3) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、日本の社会にとっても、男性にとっても重要です。男性の家庭生活への参加を進めるために「労働時間短縮や休暇制度等、働き方の見直し」が最も多く求められています。男女共同参画社会の形成が男性の暮らしやすさにもつながるという理解を深め、これまでの長時間勤務や転勤を当然とする男性中心型の労働慣行を見直すための啓発や学習機会の提供を進めます。また、男性自身が家事・育児・介護等に主体的に参加し実践できるよう、男性に関する固定的な性別役割分担意識や、参加に対する男性自身の抵抗感の解消を図る啓発や学習機会を提供します。さらに、仕事が忙しく時間がない現役世代から定年退職後の男性まで、ワーク・ライフ・バランスを実現し、地域活動等に積極的に参画することができるようきっかけづくりを行います。

取組の方向性 (4) 男女平等意識の浸透

男女平等の実現を阻害する大きな要因である「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」は、依然として社会に根強く残っています。

市民意識調査でも、男女共同参画社会の実現に向けて「性別に対する偏見や固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が最も重要視されており、「男は仕事、女は家庭」等、性別による役割分担にとらわれないための実践を促し、より一層の広報・啓発活動を進めます。

また、性にとらわれない人権尊重の取組を進めるためには、その施策を担う職員の正しい理解が不可欠です。

認知度の向上が課題となっている「性的指向・性自認(SOGI)」に関する理解を深め、偏見や差別の解消を進めるとともに、当事者の同意なくプライベートな情報を第三者に明かす「アウティング」の防止等、多様な性を尊重する啓発活動に取り組みます。

男女共同参画に関わる統計情報を市民に分かりやすい形で公開し、情報提供を図ります。

基本目標Ⅱ 様々な活動・分野での男女共同参画を推進する

【課題】

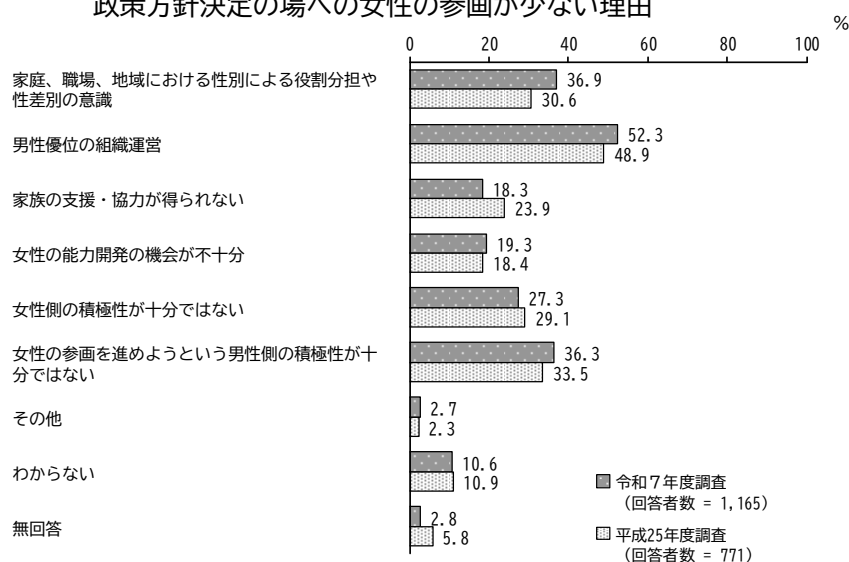
国際社会では意思決定の場におけるジェンダー平等の実現が強く求められており、国の第6次計画においても、指導的地位に占める女性割合の向上やあらゆる分野への「ジェンダー主流化」の推進が掲げられています。また、改正「女性活躍推進法」による男女間賃金差異や女性管理職比率の情報公表義務の拡大等、雇用の場における待遇格差の是正と女性の経済的自立に向けた取組の加速が全国的な急務となっています。

市民意識調査において、政策・方針決定の場への女性の参画が少ない理由として「男性優位の組織運営」が52.3%と最も多く、次いで「性別による役割分担や性差別の意識」が36.9%、「男性側の積極性が十分ではない」が36.3%と挙げられています。また、男女共同参画社会を実現するために重要なこととして「仕事や賃金面で男女格差をなくす」が32.9%と要望として多くなっています。

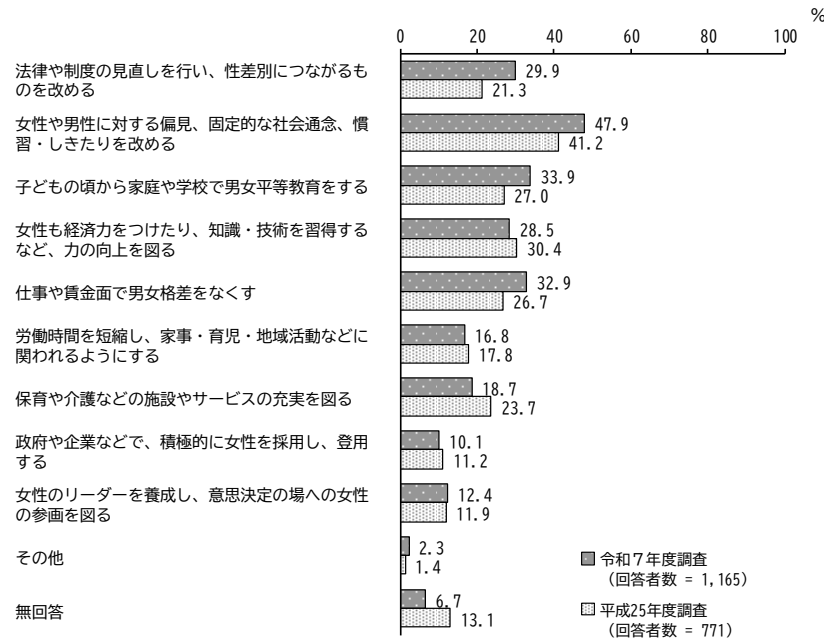
※事業所実態調査から見えた課題を記載します※

- ・ 事業所の女性管理職の割合
- ・ 女性の平均賃金
- ・ 女性の非正規職員の割合

政策方針決定の場への女性の参画が少ない理由



男女共同参画社会を実現するために、特に重要なこと



<数値目標>

和泉市審議会等への女性委員の参画率を数値目標とします。

数値目標

項目	現状値	目標値
和泉市審議会等への女性委員の参画率	32.9%	40.0%

取組の方向性 (5) 意思決定の場への女性の参画推進

男女平等社会の実現に向けて、意思決定過程への女性の参画を拡大することは極めて重要です。市民意識調査では、女性の参画が少ない理由として「男性優位の組織運営」や「女性の参画を進めようという男性側の積極性が十分ではない」ことが上位に挙げられています。

これを踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの推進に加え、組織風土の構造的な見直しや男性はもちろん、すべての市民の意識改革を促します。また、女性の能力開発の機会充実等により、女性が意思決定の場に参画するための人材育成を進めます。

市全体であらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、多様なポジティブ・アクション（積極的改善措置）を実施します。特に、市政に市民が参画する審議会等や職員の管理職登用については、女性割合の向上に向けて、市が率先して積極的に取り組みます。

経済や地域活動の分野に関しても、意思決定過程への女性の参画を推進します。

取組の方向性 (6) 男女共同参画で進める就労支援

男女雇用均等法の基本的理念である雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を実現し、男女が共に対等なパートナーとして能力を発揮しあえるよう、男女雇用機会均等法や制度の周知を行います。

市民意識調査で、女性の就業継続に向けて特に求められている「柔軟に働ける職場づくり」や「育児・介護休業制度を利用しやすい環境づくり」の実現のために啓発を行うとともに、就業継続の妨げとなる各種ハラスメントの防止対策を支援します。また、女性の再就職に対する支援に取り組みます。

女性に割合が高い非正規雇用労働者について、不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金に向けた取組や、学び直しによる正規雇用への転換の促進、所得向上と処遇改善を支援します。さらに、経済の活性化に向け、女性の経済活動の創出を支援します。

取組の方向性 (7) 男女共同参画で進める地域づくり

少子高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進む中、地域活動の担い手不足といった課題が多様化・複雑化しています。

こうした中、市民が自身の強みを発見し地域活動で活かすための学習機会の場を提供するとともに、自治会等の意思決定の場へ女性が参画できるよう啓発します。

また、単身高齢者、障がいのある人、在住外国人等が地域で安心して暮らせるよう、支援を行います。

取組の方向性 (8) 防災分野における女性の視点の導入

南海トラフ地震や激甚化する風水害等の災害への備えは緊要の課題です。令和6年(2024年)能登半島地震をはじめとする近年の大災害の教訓から、被災時や避難生活、復興段階において、男女のニーズの違いや女性への負担集中、女性への暴力等を防ぐためには、女性の視点を取り入れた防災体制の構築が不可欠です。

市民意識調査においても、「避難所の男女別設備や防犯対策の充実」に加え、「避難所運営の責任者への女性の配置」や「防災会議等への女性の参画」を求める声が過去の調査よりも高まっています。

防災分野においては、行政と地域が連携して男女共同参画の視点を取り入れた災害に強いまちづくりを推進します。

基本目標Ⅲ》一人ひとりの望む働き方の実現と女性の活躍を支援する

【 課題 】

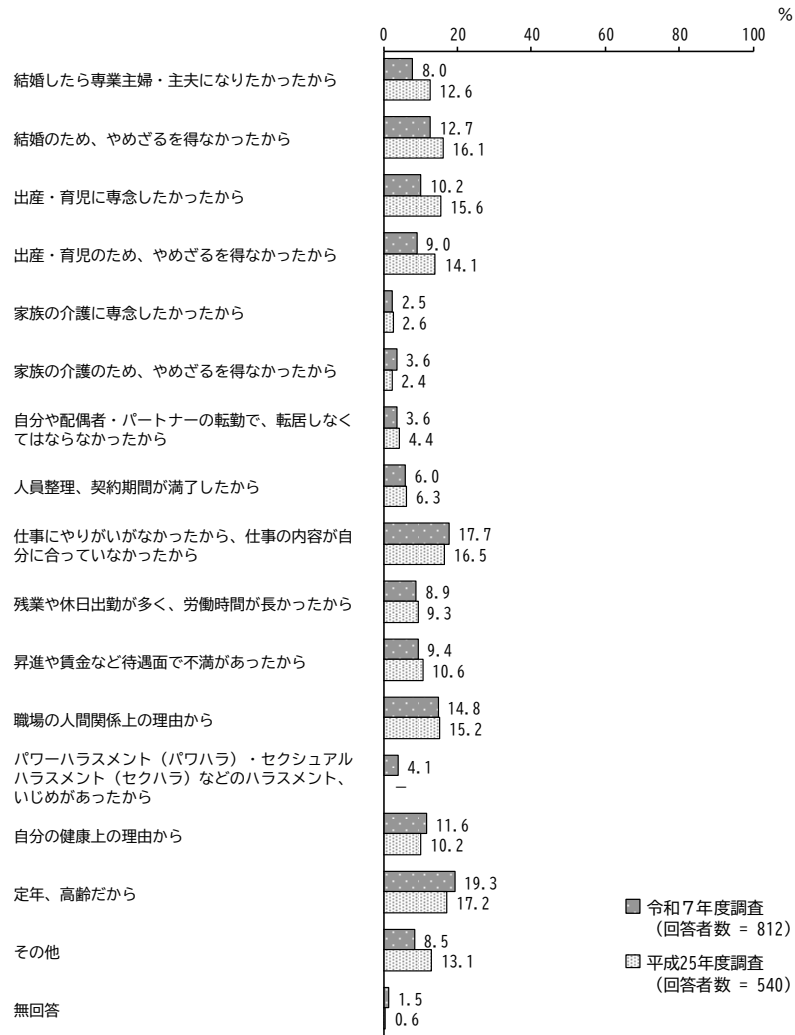
国の第6次計画では、女性の就業率上昇に伴い「M字カーブ」が解消に向かう一方で、出産や育児を機に非正規雇用となる「L字カーブ」の解消や、男性の育児休業取得を通じた「共働き・共育て」の推進が重要であるとされています。また、高齢単身女性やひとり親世帯の貧困が深刻化しており、「女性支援新法」に基づく包括的支援が重視されています。健康面では、女性特有の健康課題による社会全体の経済損失の改善に向け、将来を見据えた健康管理の推進や、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスの活用を含めた、生涯にわたる健康支援が求められています。

市民意識調査においても、女性が仕事を続けるために「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」が62.4%、「労働時間の短縮や子育て中の残業の免除等柔軟に働ける職場づくり」が55.7%と強く求められています。

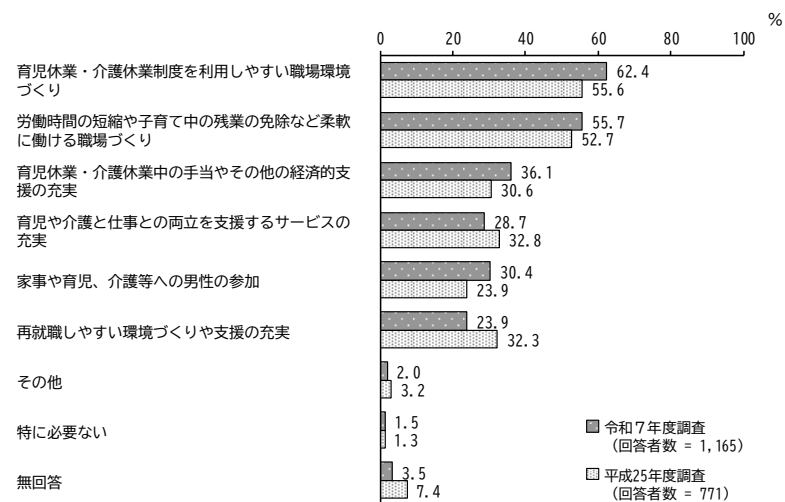
また、女性が仕事をやめた理由として、「結婚」や「出産・育児」に伴う自発的な離職や、やむを得ない事情による離職が依然として一定の割合を占めており、ライフステージの変化を見据えた就業継続や経済的自立に向けた環境整備が本市でも大きな課題です。

※事業所実態調査から見えた課題を記載します※
・育児・介護休暇の取得率

直近で仕事をやめたときの理由



女性が結婚や出産、子育てをしながら仕事を続けるために特に必要なこと



<数値目標>

「仕事」と「家庭や地域活動」を共に優先する人の割合を数値目標とします。

数値目標

項目	現状値	目標値
「仕事」と「家庭や地域活動」を共に優先する人の割合	女性 5.9% 男性 7.9%	女性 9.1% 男性 9.1%

取組の方向性

(9) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現のための支援

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男女がともに多様な生き方を選択できる社会の基盤です。

市民意識調査では、仕事と生活をバランスよく両立したいと希望する一方で、現実には「仕事を優先せざるを得ない」男性が多い実態や、「仕事が忙しい」ことを理由に休業制度を利用できない現状が明らかになっています。このため、ワーク・ライフ・バランス実現の必要性やその効果について、より一層の情報提供・啓発を行います。

事業者に対しては、「共働き・共育て」の推進や、働きながら介護を担うワーキングケアラーの増加を見据え、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進に加え、男女ともに育児・介護休業制度を利用しやすく、柔軟に働ける職場環境づくりに向けた啓発を行います。

また、保育所での様々なサービスや病児保育等の充実を図るとともに、男性自身が抵抗感なく家事・育児・介護へ主体的に参画できるよう、啓発や学習機会の充実を図ります。

取組の方向性

(10) 自立した暮らしのための支援

ひとり親家庭に対しては、世帯やこどもの実情に応じた自立支援や学習支援等を行います。その際、母子家庭だけでなく、地域で孤立しやすい父子家庭への支援も行います。

また、単身高齢世帯の急増に伴い孤独・孤立のリスクが高まっていることを踏まえ、高齢者も社会を支える重要な一員として生きがいを持てるよう、年齢や性別に基づく偏見を除去する啓発活動を行います。

取組の方向性 (11) 生涯を通じた心身の健康づくりの支援

女性がライフステージに応じて健康に過ごせるよう、若い世代からの適正体重の維持や妊娠前からの健康管理、骨粗しょう症予防など、生涯を見据えた健康づくりを推進するとともに、女性特有の健康課題に関する知識の普及啓発や相談支援の充実を図ります。

健康を基本的人権として保障する観点から、産む・産まない等の決定は個人の権利であるという「性と生殖に関する健康と権利」の考え方を普及します。また、女性のライフステージごとの健康課題の解決に資する、女性特有の健康課題をテクノロジーで解決する製品やサービスの振興等新たなニーズを踏まえつつ、仕事と健康の両立支援を含め、妊娠・出産等をはじめとする心身の健康保持・増進のための支援を行います。

思春期においては、食生活、喫煙、アルコール等の依存症や、薬物乱用が健康に及ぼす影響について教育を行うとともに、H I Vや性感染症等に対する総合的な取組が必要です。学校やその他関係機関と連携し、こどもの健康を支える環境を整えます。

基本目標Ⅳ 人権を尊重し、あらゆる暴力の根絶と困難な問題を 抱える女性への支援体制を強化する

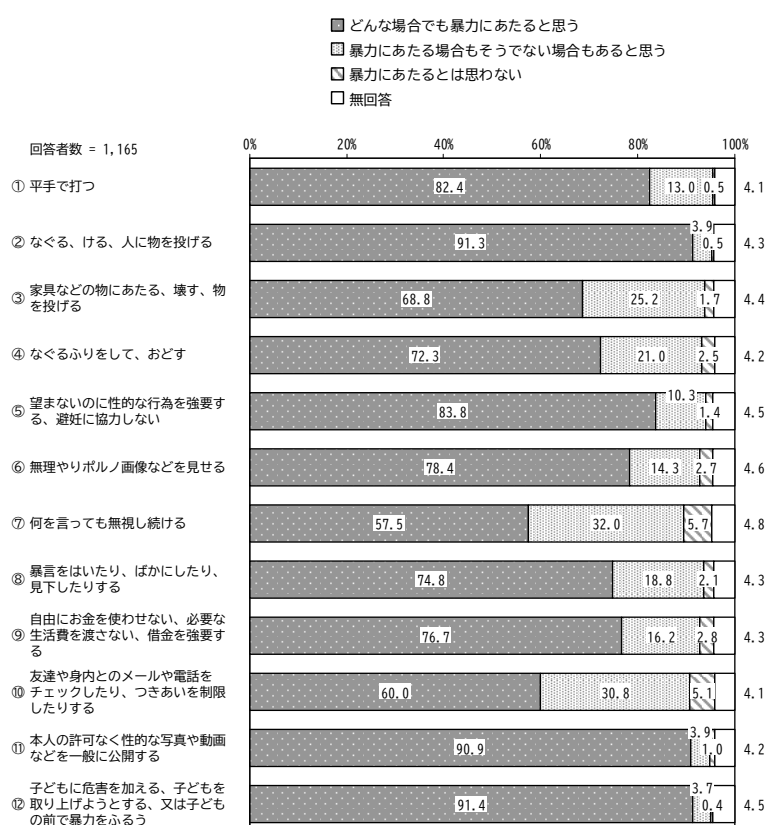
【 課題 】

国の第6次計画では、配偶者等からの暴力（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身取引等、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成が掲げられています。

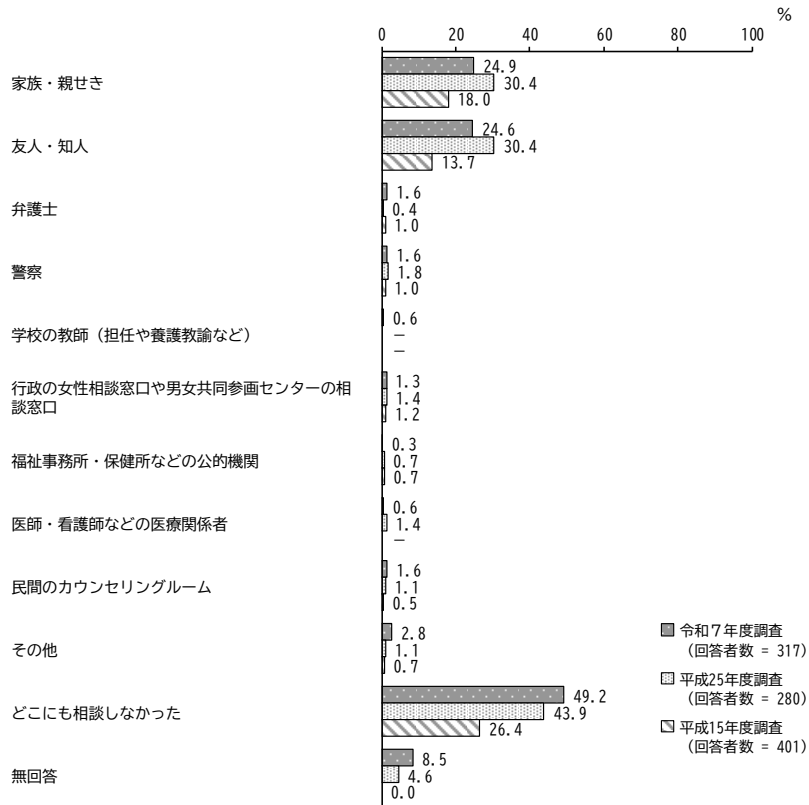
近年、刑法改正による「不同意性交等罪」の創設等対策が強化される中、「同意のない性的な行為は性暴力である」という正しい認識を社会全体で共有することが急務とされています。また、インターネットやSNSの普及等に伴う被害の多様化・複雑化への対応や、男性が被害者となるDVの顕在化、さらには「女性支援新法」に基づく包括的な被害者支援体制の構築が求められています。

市民意識調査において、配偶者・パートナーからの暴力について、「子どもの前で暴力をふるう（面前DV）」行為に対する暴力認識は高いものの、「何を言っても無視し続ける」といった精神的な暴力に対する認識には依然としてばらつきが見られます。また、暴力被害の経験者の約5割が「どこにも相談しなかった」と回答しており、その理由として「相談するほどのことではないと思った」が47.4%と最も多く、被害の潜在化が強く懸念されています。さらにDV防止に向けた取組として「被害者が相談したり避難できる場所を充実する」が55.5%と市民から最も要望の多くなっているため、本市でも重要な課題となっています。

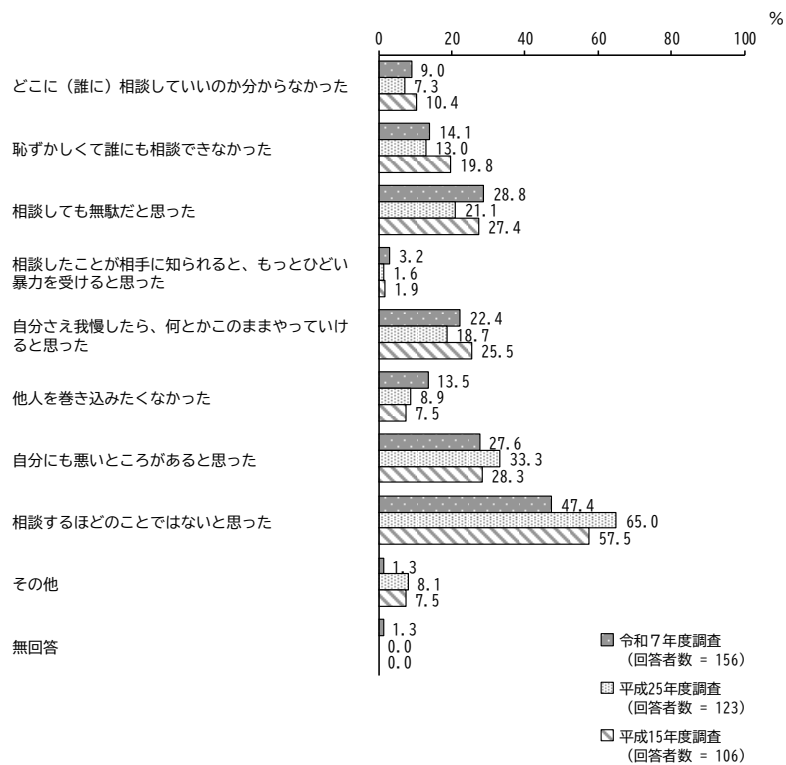
配偶者等への暴力について



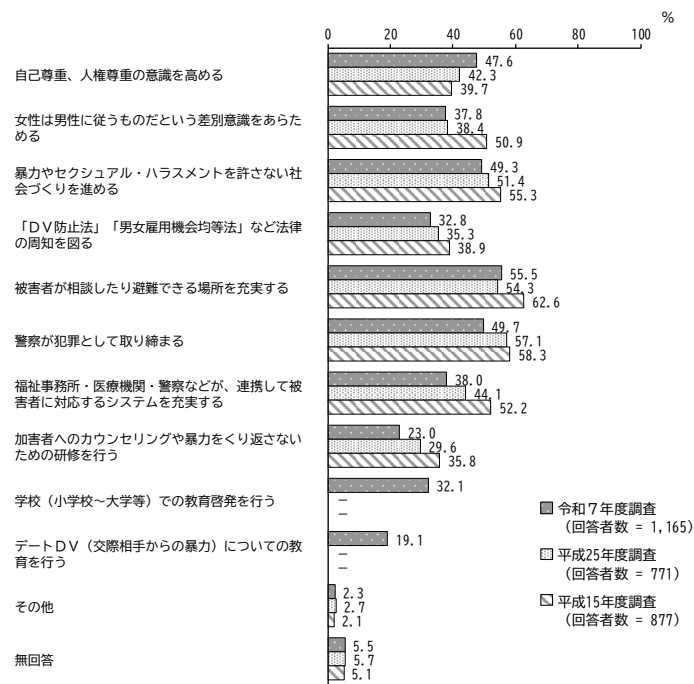
暴力を受けた際に誰かに相談するか否か



相談しなかった理由



ドメスティック・バイオレンス（DV）等男女間の暴力を防止するために必要なこと



<数値目標>

暴力を受けたとき、どこにも相談しなかった人の割合を数値目標とします。

数値目標

項目	現状値	目標値
暴力を受けたとき、どこにも相談しなかった人の割合	49.2%	0%

取組の方向性 (12) あらゆる暴力の根絶

暴力被害者であるにも関わらず、暴力についての正しい知識を持っていないために被害が潜在化、深刻化するケースがあります。

市民意識調査でも、被害経験者の約半数が「相談するほどのことではない」等の理由でどこにも相談していない実態があります。当事者だけでなく市民一人ひとりが、男女間のいかなる暴力も重大な人権侵害であり、「同意のない性的な行為は性暴力であること」を理解し、暴力を決して許さない社会風土の醸成に向けて、より一層の広報・啓発活動を充実させます。

取組の方向性 (13) 安心して相談できる相談体制の充実

和泉市では、様々な部署に相談窓口を設置し、相談しやすい体制を整備しています。

一方で、市民意識調査では、暴力等の被害経験者の約半数が「相談するほどのことではない」等の理由でどこにも相談していない実態が明らかになっており、被害の潜在化を防ぐためのアプローチが求められています。このため、既存の相談窓口について、ホームページや広報紙への掲載による周知に加え、若年層等も利用しやすいSNS等を活用し、相談窓口を広く周知する等、必要な人に確実に情報が届くよう情報発信を一層強化します。

また、「女性支援新法」を踏まえ、庁内各部署や大阪府、警察、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等の関係機関と密接に連携し、個別のニーズに応じた包括的な支援体制を構築します。さらに、性犯罪被害者や男性、性的マイノリティ、外国人等を含めた多様な相談者が安心して必要な支援を受けられるよう、相談窓口を周知します。

取組の方向性 (14) DV防止基本計画の推進

DV（配偶者等からの暴力）の防止と被害者の自立に向けて、改正された「配偶者暴力防止法」等の最新の動向を踏まえ、基本方針及び行動計画に基づく施策を推進します。

市民意識調査で市民から最も求められている「被害者が相談・避難できる場所の充実」を図るため、庁内各部署や大阪府、警察、配偶者暴力相談支援センター、民間シェルター等の関係機関と緊密に連携します。被害者の安全確保から心理的ケア、同伴することもへの支援等、個々のニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築します。

平成12年（2000年）に国連安全保障理事会で採択され、国際社会において平和と安全の維持や紛争予防、災害対応等のあらゆる段階で女性が平等かつ有意義に参画することが不可欠であるとする「女性・平和・安全保障（W P S : Women, Peace and Security）」の理念が重要視されています。

国の第6次計画においても、このW P Sの理念に則り、特に防災・災害対応や復興プロセスにおける女性の参画とジェンダー主流化の実現が強く求められています。

本市においてもこの視点を導入し、防災・災害対応や復興等、様々な施策に男女共同参画の視点を取り入れます。

資料編

1 数値目標の一覧

項目	現状値	目標値
社会全体として、男女の地位が平等になっている と思っている人の割合	22.7%	33%
「男は仕事、女は家庭」という考え方について『反 対』(※) と思っている人の割合	68.1%	71.4%
和泉市審議会等への女性委員の参画率	32.9%	40.0%
「仕事」と「家庭や地域活動」を共に優先する人 の割合	女性 5.9% 男性 7.9%	女性 9.1% 男性 9.1%
暴力を受けたとき、どこにも相談しなかった人の 割合	49.2%	0%

(※)「反対」と「どちらかといえば反対」の合計

2 用語解説

3 関連法

4 和泉市男女共同参画推進条例

5 和泉市男女共同参画審議会規則

6 >> 和泉市男女共同参画施策推進本部設置要綱

7 >> 和泉市男女共同参画審議会委員名簿

8 >> 第4期和泉市男女共同参画計画策定経過

第4期和泉市男女共同参画行動計画 (オアシスプラン)

令和9年（2027年）3月

発行：和泉市

編輯：●●● ●●部 ●●●課

-*

TEL 0000-00-0000 (直通)

FAX 0000-00-0000